

会 議 録

1 会議名

上越市住居表示審議会

2 議題（全て公開）

(1)大字今泉の一部及び大字荒町の一部区域における住居表示の実施について（諮問）

(2)上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業換地処分に伴う町の区域の変更について（諮問）

3 開催日時

平成29年2月8日（水） 午後2時00分から午後2時55分まで

4 開催場所

上越市市民プラザ 2階 第四会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：杉本正彦（会長）、石田秀男（副会長）、星野浩二、角屋順一、宮崎博子、高橋和弘、川崎平八、小出克樹、加藤茂樹、丸山元春（地区事情説明委員）、高島信雄（地区事情説明委員）

・事務局：笠原自治・市民環境部長、市村市民課長、秋山副課長、金子係長、煤田主任

8 発言の内容（要旨）

○開会

○委嘱状の交付

（笠原自治・市民環境部長から地区事情説明委員2名に委嘱状を交付）

○杉本会長挨拶

○笠原自治・市民環境部長挨拶

○会議の成立の報告

（吉村ヒサ江委員欠席、過半数以上の出席により会議の成立を秋山副課長が報告）

○議事

(1)大字今泉の一部及び大字荒町の一部区域における住居表示の実施について

【杉本会長】

諮問第 1 号について事務局に説明を求める。

【市村市民課長】

昨年 11 月に町内会長を代表者とする要望書が市に提出されたことから、諮問第 1 号及び第 2 号について審議をお願いするものである。

大和五丁目に隣接する大字今泉の一部及び大字荒町の一部は、上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業により新たに宅地として造成された区域で、大和五丁目と一体として街区形成されている。住民は大和五・六丁目町内会に所属しており、日常生活や町内活動などの利便性向上のため、既に住居表示を実施している大和五丁目に追加して住居表示を実施したいと考える。

(区域の概要について大和地区住居表示実施及び変更区域図及び資料 1、資料 2 に沿って説明)

【杉本会長】

諮問第 1 号について高島地区事情説明委員に協議経過の説明を求める。

【高島地区事情説明委員】

当該区域は当初、区画整備事業区域ではなかったが、平成 17 年に区画整理事業に先立って行われた埋蔵文化財の試掘調査により釜蓋遺跡が発掘され、これを保存するために区画整理事業に追加された区域である。

このまま換地処分になると、大和五・六丁目町内会に所属していても、大字今泉何番地、大字荒町何番地という住所の表示になり、郵便番号も家がすぐ隣にありながら異なる番号になる。

当該区域は大和五丁目と一体として街並みを形成しており、日常生活の実態としても、住民は大和五・六丁目町内会に所属している状況であるため、既に住居表示を実施している大和五丁目と連続する形の住居表示にさせていただきますよう、よろしくご審議いただきたい。

【杉本会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり決定することで委員全員の下承を得る。

(2)上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業換地処分に伴う町の区域の変更について

【杉本会長】

諮問第 2 号について事務局に説明を求める。

【市村市民課長】

旧 J R 信越本線の軌道敷西側に設定していた大和二丁目と大和五丁目の町界について、新たに敷設されたえちごトキめき鉄道軌道敷西側に変更するもの。

また、上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業により新たに形成された街区形状に合わせて町界及び街区の見直しを行うため、住居表示の変更を実施したい。

(区域の概要について大和地区住居表示実施及び変更区域図及び資料 1、資料 2 に沿って説明)

(住居表示を実施する場合の工程については資料 3 に沿って説明)

住居表示実施時期については、平成 30 年度に予定されている上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業の換地処分に合わせて実施したいと考えるが、具体的な時期はお知らせできる段階ではない。

【杉本会長】

諮問第 2 号について丸山地区事情説明委員に協議経過の説明を求める。

【丸山地区事情説明委員】

大和二丁目と大和五丁目の町界の変更について、旧 J R 信越本線の軌道敷が新駅建設により廃止となり、新たにえちごトキめき鉄道の軌道敷が敷設されたため、町界を変更しないと、大和五丁目が線路によって分断されてしまうことから、平成 19 年 4 月から市と協議を行ってきた。新たに敷設されたえちごトキめき鉄道の軌道敷の西側に町界を変更することで大和二丁目の町内会と大和五・六丁目の町内会合意の上、変更をお願いするものである。

また、大和一丁目や大和六丁目の一部についても市が施行している土地区画整理事業により形成された新たな街並みに沿って町界を変更することで、維持管理の面でも分かり易くなることから、区画整理区域外も含めて関係町内会の同意を得たので、町界の変更についてお願いしたい。

【杉本会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり決定することで委員全員の了承を得る。

本日答申することとし、諮問内容を認める内容で答申案を作成することについて委員全員の了承を得る。

答申案の作成について、会長のほか委員 2 名により作成することとし、委員 2 名の選出については議長に一任することで委員全員の了承を得る。

(会長、石田副会長、高橋委員で答申案を作成)

【高橋委員】

諮問を適当であるとする内容の答申案を朗読。

【杉本会長】

答申案の内容について異議がなかったので、この内容で市長へ答申することについて委員全員の了承を得る。

その他、住居表示に関することについて質疑を求める。

【高島地区事情説明委員】

地元に対する住民説明会はいつ頃開催されるか。

【金子係長】

議会議決後、県知事等への報告が終了した後の、概ね実施の1か月前を予定している。

○閉会

9 問合せ先

自治・市民環境部市民課庶務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1133、1128)

E-mail : shiminka@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。